

事業報告書

(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 ともなが内科クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県大村市杭出津2丁目555番地
- (3) 設立認可年月日 平成 4年 9月24日
- (4) 設立登記年月日 平成 4年10月 1日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 ともなが内科クリニック	長崎県大村市杭出津2丁目555番地	

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
有酸素運動施設	同 上	

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年9月26日 令和4年度決算の決定

令和6年7月31日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

令和6年7月31日 令和6年度の借入金額の最高限度額の決定

法人名 医療法人 ともなが内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市杭出津2丁目555番地

貸 借 対 照 表
(令和6年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	135,059	I 流 動 負 債	17,031
II 固 定 資 産	122,829	II 固 定 負 債	0
1 有形固定資産	99,666	負 債 合 計	17,031
2 無形固定資産	188	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	22,975	I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	230,857
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	240,857
資 産 合 計	257,888	負 債 ・ 純 資 産 合 計	257,888

法人名 医療法人 ともなが内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市杭出津2丁目555番地

損 益 計 算 書
(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	160,031
2 事業費用	105,432
本来業務事業利益	54,599
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	14,129
2 事業費用	46,056
附帯業務事業損失	31,927
事業利益	22,672
II 事業外収益	2,265
III 事業外費用	2,720
営業利益	22,217
IV 特別利益	149
V 特別損失	0
税引前当期純利益	22,366
法人税等	5,179
当期純利益	17,187

法人名 医療法人 ともなが内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市杭出津2丁目555番地

財 産 目 録
(令和6年7月31日現在)

1. 資 産 額 257,888 千円
2. 負 債 額 17,031 千円
3. 純 資 産 額 240,857 千円

～(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	135,059
B 固 定 資 産	122,829
C 資 産 合 計 (A + B)	257,888
D 負 債 合 計	17,031
E 純 資 産 (C - D)	240,857

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 ともなが内科クリニック

理事長 朝長 昭光 殿

私は、医療法人の令和5会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和6年9月24日

医療法人 ともなが内科クリニック

監事 井上 博伸

